平成２３年（フ）第３３４号
愛知県豊橋市富士見台３丁目26番地45　Ｃ―103
債務者　深谷　昌弘
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７３３号
静岡市葵区羽鳥６丁目１番33号　フォーグル桜202号、旧住所静岡市葵区梅ヶ島1540番地
債務者　新庄　竹雄
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４０号
静岡県藤枝市志太４丁目８番17号　グローリー尚徳104号
債務者　磯　　洋一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７号
熊本県球磨郡あさぎり町深田東638番地
債務者　橋口　榮子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第７９号
佐賀県伊万里市山代町久原4075、住民票上の住所佐賀県伊万里市山代町久原4075番地４
破産者　岩藤　一人
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第６６９号
千葉市中央区亥鼻１丁目４番５号
破産者　株式会社環境システムコンサルタント
1　決定年月日　平成23年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５２５号
千葉県船橋市高根台４丁目20番７号　メゾンＫ―102号
破産者　長田　広樹
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０号
千葉市中央区星久喜町1063番地25アーバンヒルズ202号
破産者　宮島　幹郎
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６４９号
千葉市緑区おゆみ野６丁目７番地２　アルページュ弐番館102号
破産者　丸山　　繁
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７５７号
千葉県市川市新田２丁目８番７―203号　青柳ビル
破産者　直江大一郎
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３２９号
札幌市北区篠路８条５丁目３番10号
破産者　有限会社マサキ塗装工業
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５９号
群馬県前橋市朝日町３丁目18番11号
破産者　峯岸　　豊
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
埼玉県桶川市西１丁目３番９号
破産者　株式会社トーンアンドマナー
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５２０号
千葉市若葉区都賀２丁目７番８号　第２フルヤハイツ205号
破産者　内田　正利
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７０１号
千葉県市原市石川480番地11
破産者　久保　悦子
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９５２号
千葉県市原市八幡1483番地の12
破産者　柳沼　竜太
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９５７号
千葉県市原市永吉471番地の２
破産者　宍倉あさ子
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９６５号
千葉県市川市市川南２―６―４―301岩波方、住民票上の住所千葉県山武市小松1972番地１
破産者　若林千枝子
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７号
千葉県館山市国分455番地の１　萱野住宅306号
破産者　篠塚かおり
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第１９号
千葉県香取市八日市場958番地
破産者　マリヤソーイング有限会社
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部